

# ○蓮田市水道事業給水条例

平成10年3月30日条例第12号

## 改正

平成12年3月29日条例第30号

平成12年12月21日条例第46号

平成14年9月30日条例第29号

平成14年12月20日条例第43号

平成18年3月28日条例第19号

平成22年3月19日条例第7号

平成24年3月23日条例第10号

平成25年12月20日条例第42号

平成29年6月28日条例第18号

平成31年3月22日条例第7号

令和元年9月30日条例第15号

## 蓮田市水道事業給水条例

蓮田市水道事業給水条例（昭和42年蓮田市条例第28号）の全部を改正する。

## 目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第7条—第13条）

第2章の2 貯水槽水道（第13条の2—第13条の4）

第3章 給水（第14条—第23条）

第4章 料金、給水加入金及び手数料（第24条—第36条）

第5章 管理（第37条—第42条）

第6章 補則（第43条）

## 附則

### 第1章 総則

（目的）

**第1条** この条例は、蓮田市（以下「市」という。）水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

(給水区域)

**第2条** 給水区域は、市全域とする。

(用語の定義)

**第3条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置 需要者に水を供給するために市の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する用具の設備をいう。
- (2) 給水装置工事 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「給水装置の新設等」という。）のための工事をいう。

(給水装置の種類)

**第4条** 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所で専用するもの
- (2) 共用給水装置 2世帯若しくは2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

(専用給水装置の用途区分)

**第5条** 専用給水装置の給水用途区分は、次のとおりとする。

- (1) 一般用 一般家庭において、日常の飲料、炊事等に使用するもの
- (2) 営業用 給水を営業の用に使用するもの。ただし、水道メーターの口径が40ミリメートル以下のものとする。
- (3) 学校用 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校が使用するもの
- (4) 官公署用 国及び地方公共団体が使用するもの
- (5) 工場その他大口用 第1号から前号までの規定に属しないものが使用するもの

2 前項の専用給水装置の用途区分に定め難いものがあるときは、管理者がこれを認定する。

(標識の交付)

**第6条** 給水装置の使用者は、管理者が交付した標識を門戸に掲げるものとする。

## 第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

**第7条** 給水装置の新設等をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(新設等の費用負担)

**第8条** 給水装置の新設等に要する費用は、当該給水装置の新設等をする者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。  
(工事施行等)

**第9条** 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

- 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により管理者又は指定給水装置工事事業者が工事を施行する場合において、管理者は、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

（給水管及び給水用具の指定）

**第10条** 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工夫、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。
- 3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

（工事費の算出方法）

**第11条** 管理者又は指定給水装置工事事業者が施行する給水装置工事の工事費は、次に掲げる費用の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費

- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
- 3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に管理者が定める。

(工事費の予納及び分納)

**第12条** 管理者に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めた工事については、この限りでない。

- 2 管理者は、その申込者を前項の規定による工事費の予納をすることができないものと認めたときは、管理者又は指定給水装置工事事業者が施行する給水装置工事の新設工事費に限り、当該会計年度内において分納させることができる。
- 3 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に清算する。

(給水装置の変更等の工事)

**第13条** 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。この場合において、その工事に要する費用は、当該給水装置に変更を加える必要があった者の負担とする。

## 第2章の2 貯水槽水道

(設置者の責務)

**第13条の2** 貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は、法第34条の2に定めるところにより、その水道を管理し、及び管理の状況に関する検査を受けなければならない。

- 2 前項に定める簡易専用水道以外の設置者は、別に定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けるよう努めなければならない。
- 3 貯水槽水道の設置者は、前2項に規定する検査を受けたときは、速やかに管理者にその結果を報告するものとする。

(届出)

**第13条の3** 貯水槽水道を設置し、変更し、休止し、又は廃止しようとする者は、速やかに管理者に届出を行うものとする。

(貯水槽水道設置者への指導等)

**第13条の4** 管理者は、貯水槽水道の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者

に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報の提供を行うことができるものとする。

### 第3章 給水

(給水の原則)

**第14条** 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても市は、その責を負わない。

(給水契約の申込み)

**第15条** 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

**第16条** 給水装置の所有者が給水区域内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、給水区域内に居住する代理人を置かなければならない。

2 前項の代理人に変更があったときは、その届出をしなければならない。

(管理人の選定)

**第17条** 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

**第18条** 給水量は、市の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、管理者が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。

(メーターの貸与、保管)

**第19条** メーターは、管理者が設置、貸与し、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道使用者等」という。)に保管させる。

- 2 前項の保管者は、適切にメーターを管理しなければならない。
- 3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の申請及び届出)

**第20条** 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に申請しなければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
  - (2) 用途を変更するとき。
  - (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。
- 2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。
    - (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
    - (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
    - (3) 消防用として水道を使用したとき。
    - (4) 管理人に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

**第21条** 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほかに使用してはならない。

- 2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、管理者の指定する市職員の立会いを要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

**第22条** 水道使用者等は、水が汚染し、又は漏水しないように、給水装置を適切に管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

- 2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。
- 3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

**第23条** 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

#### 第4章 料金、給水加入金及び手数料

##### (料金の支払義務)

**第24条** 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の使用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帶して責任を負うものとする。

##### (料金)

**第25条** 料金は、別表第1に定める基本料金、超過料金及びメーター使用料の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

##### (給水加入金)

**第26条** 給水装置の新設又は改造（メーターの口径を増す場合に限る。以下この項において同じ。）をする者からは、別表第2に定める給水加入金（以下「加入金」という。）に100分の110を乗じて得た額を徴収する。ただし、改造の場合の加入金の額は、新口径に応ずる加入金の額と旧口径に応ずる加入金の額との差額に100分の110を乗じて得た額とする。

2 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第19条第1項本文に定める規模以上の開発行為による特殊集団住宅又は住宅分譲事業者（以下「事業者等」という。）の造成に係る加入金については、別表第2に定める加入金は口径20ミリメートル以上とし、戸数又は区画数を乗じた加入金に100分の110を乗じて得た額を事業者等から徴収する。ただし、事業者等が造成した区域において給水装置の新設工事の申込者及び導水装置の使用者（所有者）からは、第1項の加入金は徴収しない。

3 前2項に規定する加入金は、工事申込みの際徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、工事申込み後徴収することができる。

##### (料金の算定)

**第27条** 料金は、定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。）に、メーターの検針を行い使用水量を計量し、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例以外の日に検針を行うことができる。

##### (使用水量の認定)

**第28条** 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

（1） メーターに異常があったとき。

(2) 使用水量を予測できるとき。

(3) メーターによらなくとも使用水量が算定できるとき。

(4) 使用水量が不明なとき。

(特別な場合における料金の算定)

**第29条** 月の中途において給水装置の使用を開始、休止又は廃止したときの料金は、次のとおりとする。

(1) 使用水量が基本水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1の額とする。

(2) 使用水量が基本水量の2分の1を超えるときは、2箇月として算定した額とする。

2 メーター使用料については、前項の規定を準用する。

3 月の中途においてその口径又は用途の変更若しくは使用世帯に異動があった場合は、変更後の料率を適用して算定する。

(使用休止の届出のない場合の料金)

**第30条** 第20条第1項第1号の規定による届出を行わなかった場合は、給水装置を使用しないときにおいても、料金を徴収する。

(無断使用に対する認定)

**第31条** 第20条第2項の規定による届出を行わずに給水装置を使用した者は、前使用者又は所有者に引き続いて使用したものとみなす。

(臨時給水の場合の概算料金の前納)

**第32条** 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、管理者が定める概算の料金を前納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算の料金は、水道の使用をやめたときに清算する。

(料金の徴収方法)

**第33条** 料金は、口座振替又は納入通知書の方法で徴収する。ただし、管理者が必要と認めたときは、その他の方法により徴収することができる。

2 前項に規定する料金は、定例日の属する月分及びその前月分を併せて隔月ごとに徴収する。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず水道の使用を休止したとき又は臨時の使用にかかるものについては、隨時に徴収するものとする。

(料金の還付又は追徴)

**第34条** 管理者は、料金を徴収した後において、その額に増減を生じたときは、その差額を還付又は追徴しなければならない。この場合において、還付又は追徴すべき額は、次回の料金で清算することができる。

(手数料)

**第35条** 手数料は、次に定めるところにより、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後に徴収することができる。

- (1) 管理者が給水装置工事の設計をするとき。 1件につき 2,000円
- (2) 第9条第1項の指定をするとき。 1件につき 20,000円
- (3) 第9条第1項の指定を更新するとき。 1件につき 10,000円
- (4) 第9条第1項の指定を証する書類の再交付をするとき。 1件につき 2,000円
- (5) 第9条第2項の設計審査（材料の確認を含む。）をするとき。 1件につき 2,000円
- (6) 第9条第2項の工事しゅん工後の検査をするとき。 1件につき 2,000円
- (7) 第21条第2項の消防演習の立会いをするとき。 1回につき2,000円とし、日曜、土曜、祝日及び時間外の場合は、その5割増とする。
- (8) 第38条第2項の確認をするとき。 1件につき 7,000円
- (9) 各種証明手数料 1件につき 200円

(料金、加入金、手数料、工事費等の軽減又は免除)

**第36条** 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、加入金、手数料、工事費、その他の費用を軽減又は免除することができる。

## 第5章 管理

(給水装置の検査等)

**第37条** 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。この場合において、その措置に要する費用は、措置を指示された者の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

**第38条** 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工

事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

**第39条** 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道使用者等が、第11条の工事費、第22条第2項の修繕費、第25条の料金、第26条の給水加入金又は第35条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道使用者等が、正当な理由がなくて、第27条の使用水量の計量又は第37条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連結して使用する場合において、警告を發してもなおこれを改めないと。
- (4) 前各号のほか、この条例に規定する手続、届出、承認等を怠り、又は虚偽の届出等を行つたとき。

(給水装置の切離し)

**第40条** 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置の所有者が、90日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。
- (2) 給水装置が、使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めたとき。
- (3) 前条の停止処分を受けてもなお、改善しようとしていないとき。

(過料)

**第41条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第7条の承認を受けないで、給水装置の新設等の工事をした者
- (2) 正当の理由がなくて、第18条第2項のメーターの設置、第27条の使用水量の計量、第37条の検査又は第39条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第22条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第25条の料金、第26条の給水加入金又は第35条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(5) 前各号のほか、この条例に違反し、みだりに配水管等から給水の設備を設けて給水する行為をした者

(料金等を免れた者に対する過料)

**第42条** 市長は、詐欺その他不正の行為によって第25条の料金、第26条の給水加入金又は第35条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を越えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

## 第6章 補則

(委任)

**第43条** この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 第26条の規定による加入金については蓮田都市計画事業馬込下蓮田土地区画整理事業（以下「土地区画整理事業」という。）の事業を決定した昭和52年4月16日現在、大字蓮田、大字馬込区域内において居宅の所有者（賃貸住宅の居住者は除く。）に限り、事業換地処分までの期間内においては1給水装置（口径13ミリメートル）のみ加入金は適用しない。ただし、1給水装置に係る区分は、1戸1栓とし、口径20ミリメートル以上の口径に応ずる加入金の額は、加入金制度導入初年度（昭和48年度）の口径13ミリメートルとの差額に100分の105を乗じて得た額を徴収する。
- 3 土地区画整理事業の区域内における賃貸住宅（共同住宅）（以下「住宅」という。）の所有者が昭和47年3月31日現在において住宅を所有している者については、加入金は徴収しない。ただし、昭和47年4月1日から土地区画整理事業を決定した日までの期間に住宅を所有した者については、1給水装置（口径13ミリメートル）につき4万9,000円に100分の105を乗じて得た額を徴収する。
- 4 口径の差額加入金の取扱いについては、第2項を準用する。

(経過措置)

- 5 改正前の蓮田市水道事業給水条例の規定に基づく申込み、届出その他の行為は、この条例中これに相当する規定がある場合には、この条例の規定によりなされたものとみなす。

(蓮田市公共下水道使用料条例の一部改正)

- 6 蓼田市公共下水道使用料条例（平成2年蓮田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

(次のように略)

**附 則** (平成12年3月29日条例第30号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成12年12月21日条例第46号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

**附 則** (平成14年9月30日条例第29号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則** (平成14年12月20日条例第43号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則** (平成18年3月28日条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に既に設置されている給水装置の改造に係る加入金の額は、第26条第1項ただし書の規定にかかわらず、改正後の蓮田市水道事業給水条例別表第2に規定する新口径に応ずる加入金の額と、改正前の蓮田市水道事業給水条例別表第2に規定する旧口径に応ずる加入金との差額に、100分の110を乗じて得た額とする。

**附 則** (平成22年3月19日条例第7号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則** (平成24年3月23日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成25年12月20日条例第42号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(工事費及び給水加入金に関する経過措置)

- 2 改正後の蓮田市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第11条第1項並びに第26条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に申込みのあった給水装置の新設等に係る工事費及び給水加入金について適用し、同日前に申込みのあった給水装置の新設等に係る工事

費及び給水加入金については、なお従前の例による。

(料金に関する経過措置)

- 3 改正後の条例第25条の規定は、平成26年6月分として徴収する料金から適用し、同年5月分までとして徴収する料金については、なお従前の例による。

**附 則** (平成29年6月28日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。

(工事費に関する経過措置)

- 2 改正後の蓮田市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第11条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に申込みのあった給水装置工事の工事費について適用し、同日前に申込みのあった給水装置工事の工事費については、なお従前の例による。

(料金に関する経過措置)

- 3 改正後の条例第25条及び別表第1の規定は、平成29年12月分として徴収する料金から適用し、同年11月分までとして徴収する料金については、なお従前の例による。

**附 則** (平成31年3月22日条例第7号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 4 第3条の規定による改正後の蓮田市水道事業給水条例（次項において「改正後の給水条例」という。）第11条第1項並びに第26条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に申込みのあった給水装置工事の工事費及び給水加入金について適用し、同日前に申込みのあった給水装置工事の工事費及び給水加入金については、なお従前の例による。

- 5 改正後の給水条例第25条の規定は、平成31年12月分として徴収する料金から適用し、同年11月分までとして徴収する料金については、なお従前の例による。

- 6 第4条の規定による改正後の蓮田市水道事業給水条例の一部を改正する条例附則第2項の規定は、この条例の施行の日以後に申込みのあった給水加入金について適用し、同日前に申込みのあった給水加入金については、なお従前の例による。

**附 則** (令和元年9月30日条例第15号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1（第25条関係）

1 水道料金					
区分	用途	基本料金（2箇月につき）		超過料金	
		水量	料金	水量	料金（1m <sup>3</sup> につき）
専用給水装置	一般用	20m <sup>3</sup> まで	2,320円	20m <sup>3</sup> を超えて40m <sup>3</sup> までの分	170円
				40m <sup>3</sup> を超えて60m <sup>3</sup> までの分	190円
				60m <sup>3</sup> を超えて100m <sup>3</sup> までの分	210円
				100m <sup>3</sup> を超えて200m <sup>3</sup> までの分	230円
				200m <sup>3</sup> を超えて300m <sup>3</sup> までの分	300円
				300m <sup>3</sup> を超える分	310円
	営業用	20m <sup>3</sup> まで	2,320円	20m <sup>3</sup> を超えて40m <sup>3</sup> までの分	170円
				40m <sup>3</sup> を超えて60m <sup>3</sup> までの分	190円
				60m <sup>3</sup> を超えて100m <sup>3</sup> までの分	210円
				100m <sup>3</sup> を超えて200m <sup>3</sup> までの分	230円
学校用	学校用	200m <sup>3</sup> まで	42,100円	200m <sup>3</sup> を超えて400m <sup>3</sup> までの分	320円
				400m <sup>3</sup> を超えて600m <sup>3</sup> までの分	340円
				600m <sup>3</sup> を超える分	350円
	官公署用	100m <sup>3</sup> まで	19,600円	100m <sup>3</sup> を超えて200m <sup>3</sup> までの分	240円

			分 200m <sup>3</sup> を超える400m <sup>3</sup> までの 分 400m <sup>3</sup> を超える600m <sup>3</sup> までの 分 600m <sup>3</sup> を超える分	320円 340円 350円
工場その他大口用	200m <sup>3</sup> まで	42,100円	200m <sup>3</sup> を超える600m <sup>3</sup> までの 分 600m <sup>3</sup> を超える1,000m <sup>3</sup> までの 分 1,000m <sup>3</sup> を超える2,000m <sup>3</sup> までの 分 2,000m <sup>3</sup> を超える3,000m <sup>3</sup> までの 分 3,000m <sup>3</sup> を超える分	320円 330円 350円 380円 400円
共用給水装置	一般用	20m <sup>3</sup> まで	2,320円 20m <sup>3</sup> を超える40m <sup>3</sup> までの分 40m <sup>3</sup> を超える60m <sup>3</sup> までの分 60m <sup>3</sup> を超える100m <sup>3</sup> までの 分 100m <sup>3</sup> を超える200m <sup>3</sup> までの 分 200m <sup>3</sup> を超える300m <sup>3</sup> までの 分 300m <sup>3</sup> を超える分	170円 190円 210円 230円 300円 310円

## 2 水道メーター使用料金

口径 mm	2箇月につき
13	110円
20	210円
25	300円

30	450円
40	680円
50	3,060円
75	3,400円
100	4,000円
150	6,200円

別表第2 (第26条関係)

口径 mm	給水加入金
13	200,000円
20	300,000円
25	982,000円
30	1,572,000円
40	3,383,000円
50	6,083,000円
75	17,600,000円
100	37,488,000円
150	107,712,000円